

健保のしおり

令和8年4月1日現在

[1] 健康保険制度の概要	P1～4
[2] 保険給付一覧	P5～8
[3] 保健事業一覧	P9～11



共同通信社健康保険組合

〒105 - 7201
東京都港区東新橋1-7-1
汐留メディアタワー21階
TEL : 03-6252-8038
FAX : 03-6252-8707

メールアドレス : kyodokenpo@kyodonews.jp
ホームページ : <https://kyodonewskenpo.or.jp>

〔1〕健康保険制度の概要

制度のしくみ	制度の目的	業務外の病気、けが、死亡や出産などによる不時の出費に備え、共同通信グループで働く人たちが、それぞれの収入に応じて保険料を出し合い、これに事業主も負担して、経済的に困らないようにするための相互扶助制度(業務上・通勤途上の病気、けが、死亡等は労災保険扱い)					
	保険者による区分	① 組保管掌健康保険	一定規模以上の会社が、厚生労働大臣の認可を受けて設立し、その従業員と被扶養者を対象に健康保険事業を行うもの				
		② 協会けんぽ	組合健保を設立していない会社(主に中小企業)の従業員と被扶養者を対象に健康保険事業を行うもの				
	2大事業	① 保険給付	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">法定給付</td> <td>本人・家族の病気やけがの医療費、出産、死亡などに対して法律で定められた給付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付加給付</td> <td>財政の許容範囲内で法定給付に上乗せして行う当組合独自の給付</td> </tr> </table>	法定給付	本人・家族の病気やけがの医療費、出産、死亡などに対して法律で定められた給付	付加給付	財政の許容範囲内で法定給付に上乗せして行う当組合独自の給付
	法定給付	本人・家族の病気やけがの医療費、出産、死亡などに対して法律で定められた給付					
	付加給付	財政の許容範囲内で法定給付に上乗せして行う当組合独自の給付					
		② 保健事業	本人・家族の健康を守るため、各種検診を実施して病気の予防や早期発見につとめるとともに、直営保養所の設置運営を通じ、健康保持・増進を図る				
	特 色	① 事業主と被保険者の代表により組合が構成されるため、民主的で円滑な運営が期待できる ② 組合の財政事情に応じて一定限度内で保険料率の変更を行うことができ、被保険者の負担割合を折半負担よりさらに軽減することもできる ③ 付加給付と保健事業が実施できる					
	組 織	① 議員 22名 任期3年(平成23年度から任期を2年から3年へ延長) 選定 11名 事業主が指名(本社10名 KK1名) 互選 11名 被保険者の選挙により選ばれる(本社、札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡各支社から計11名) ② 理事 8名 半数ずつを選定議員と互選議員の中から選出 選定 4名(本社) 互選 4名(本社) ③ 監事 2名 理事を除く選定・互選各議員の中から、各1名を選出 ④ 理事長 理事の選挙で選定理事から選出、健保組合の代表者(社団総務局長) ⑤ 常務理事 選定理事の中から理事長が指名、理事長を補佐し業務を執行 ⑥ 事務局 事務長など専従職員2名、兼務職員1名。他に3名適用(保険料・加入者の異動)、給付(医療費関係)、施設(伊東保養所)、疾病予防(人間ドックなど)の各業務、経理、庶務(本社21階)					
	運 営	① 組合会 予算、決算、事業計画、規約、財産処分など重要事項を決める議決機関 通常は年2回開催 ② 理事会 組合会で決めたことを実行する執行機関 通常は年2回開催 ③ 事務監査 決算組合会が開かれる前に、健保組合の業務が正しく行われているかどうかを監事が監査する(毎年6月)					
会 計	毎年4月から翌年3月までの単年度会計で、その年の支出はその年の収入で賄う収入の9割を保険料、支出の8割を医療費・拠出金が占める						
監督官庁	監督官庁は厚生労働省。関東信越厚生局による指導、監査を受ける。						

加入者	被保険者 (本人)	<p>① 共同通信グループで働き、健保加入の要件を満たしている人は、入社日に被保険者となり 退社などで加入要件を満たさなくなった日または死亡した日の翌日に被保険者でなくなる</p> <p>② ①の在職期間が2カ月以上ある人が退社後20日以内に申し出れば、任意継続被保険者として引き続き2年間共同健保に個人で残ることができ、在職時と同じ扱いとなる</p> <p>②の保険料は、その人の退職時の標準報酬月額と共同健保の平均額を比較した額のいずれか低い方の額。事業主が負担していた分も含め、全額を毎月10日までに納付する</p>
	被扶養者 (家族)	<p>① 範囲 主に被保険者の収入で生活している次の人(e, f, g は同居が条件)</p> <p>a 配偶者(内縁関係にある者を含む)</p> <p>b 子・孫</p> <p>c 兄・姉・弟・妹</p> <p>d 被保険者の直系尊属(父母、祖父母など)</p> <p>e 被保険者の3親等内の親族</p> <p>f 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母、連れ子</p> <p>g 被保険者と内縁関係にある配偶者死亡後における配偶者の父母、連れ子</p> <p>② 扶養の基準 厚生労働省の定めた基準</p> <p>a 被扶養者となる人の年間収入が130万円未満(60歳以上と身体障害者は180万円未満)で、被保険者の収入の2分の1未満であること</p> <p>b 別居の場合は、上記の金額の基準内で別居家族の生活費の2分の1以上を送金していること</p> <p>c 日本国内に住所を有する者(外国において留学する学生等、国内居住要件の例外あり)</p> <p>③ 証明書類 被扶養対象者によって証明書類は異なる</p> <p>a 戸籍謄(抄)本、住民票</p> <p>b 婚姻届受理証明書</p> <p>c 他の保険者が発行した資格情報のお知らせ、資格確認書</p> <p>d 出生証明書</p> <p>e 収入額を証明するもの(源泉徴収票等)</p> <p>f 雇用保険被保険者離職票(その1・その2)</p> <p>g 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書</p> <p>h 退職者証明書 等</p>
	75歳以上	本人・家族を問わず、75歳(寝たきりの人など障害認定を受けている人は65歳)以上の人の医療は後期高齢者医療制度へ移行
	マイナ保険証	<p>マイナンバーカードを保険証として利用するためには保険証利用の申し込み(初回登録)が必要で、加入者が行う。</p> <p>マイナ保険証利用者も扶養家族に異動があったときや本人・家族の氏名や生年月日等に変更・訂正があったときは、当健康保険組合へ届け出る。</p> <p>マイナンバーカードを紛失した場合は、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に連絡して一時停止の手続きを行う。また、当健康保険組合と最寄りの交番または警察署に届け出る。マイナンバーカードの再交付手続きは住民登録のある市区町村で行う。</p>
資格確認書	<p>当健康保険組合の加入者でマイナ保険証を持っていない被保険者または被扶養者に限り交付する。有効期限内に資格を喪失したときは当健康保険組合に返納する。</p> <p>扶養家族に異動があったときや本人・家族の氏名や生年月日等に変更・訂正があったときは、当健康保険組合に届け出る。</p> <p>紛失したときは、当健康保険組合と最寄りの交番または警察署に届け出る。</p>	
資格証明書	健康保険の加入資格を証するものが手元にない場合、申し出により資格証明書を発行する。	

健康保険	標準報酬	定義	最低58,000円から最高 1,390,000円までの50等級に設定した標準報酬のランクに、被保険者が実際に受ける給料をあてはめ、これに基づいて、保険料の計算をはじめ、傷病手当金や出産手当金の計算に使用する	
		対象	金銭・現物を問わず、労務の対象として支給された賃金総額（税金控除前の総支給額で通勤費を含む）	
		決定時期	① 入社時 毎年7月1日現在で、その年の4・5・6月の3カ月間に支払われた報酬の平均月額及び年間賞与額の12分の1に基づいて、全被保険者 について見直す。決定した標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月まで適用する（定時決定） ③ 固定的賃金の変動によって現在の等級に2等級以上の差が生じたときは、4カ月目から改定する（随時改定）	
	保険料	料率負担割合	標準報酬月額の92/1,000（給料100,000円につき9,200円） 事業主 58/1,000 被保険者 34/1,000 例：標準報酬月額470,000円の人 事業主（会社）27,260円 被保険者（個人）15,980円（給与から控除）計43,240円 負担割合は事業主63.04%、被保険者36.96%	
		計算	① 月単位、加入月は月初でも月末でも1カ月分の保険料を徴収する ② 退職月は保険料を徴収しない。但し、月末退社は資格喪失日が翌月初日になるので保険料を徴収する。 ③ 同一月に入社して退社した時は、1カ月分の保険料を徴収する	
		控除	毎月の給与から前月分の保険料を控除する。ただし、月末退社の場合は前月分と当月分の2カ月分を、また、同一月での入退社の場合は当月分をそれぞれ控除する	
	介護保険	介護保険の保険料		市区町村、国、都道府県、健保組合等が財政面、事務面から支援するもの。保険料は被保険者の給与から徴収する。65歳以上は居住する自治体の国保から請求される
		被保険者	第2号被保険者	40歳以上65歳未満
			特定被保険者	第2号被保険者を扶養している40歳未満もしくは65歳以上の人（国内に 第2号被保険者の扶養家族を残している海外赴任者を含む）
	保険料	料率負担割合	標準報酬月額の15/1000（介護保険料の納付額により変動する） 事業主・被保険者が折半	
子ども子育て支援金	対象		健康保険と同じ	
	保険料	料率負担割合	標準報酬月額の2.3/1000 事業主・被保険者が折半	

前期高齢者医療制度	対象者	対象者はすべての国保、協会けんぽ、健保組合の被保険者、被扶養者の65歳以上75歳未満。財政調整の仕組みで各健保組合の医療費負担の不均衡を調整している
	医療	70歳未満 7割給付 70歳以上75歳未満は8割給付(昭和19年4月1日以前生まれの方は9割給付)で、現役並み所得者は7割給付 65歳以上の高齢者が療養病床に入院する場合は、医療の必要性が高い場合を除き、食費・居住費を自己負担
後期高齢者医療制度	対象者	対象者は75歳以上の人、65歳以上で寝たきりの人など障害認定を受けている人など。財政調整の仕組みで各健保組合は制度維持の支援金を負担
	保険料	広域連合(都道府県単位)ごとに決める
	保険者	広域連合(都道府県単位)
	医療	広域連合(都道府県単位)から交付される「後期高齢者医療の被保険者証」を医療機関に提示、次の一部負担金を支払う ①医療費の1割を自己負担。但し、次の両方を満たす場合は2割負担。 ・課税所得が28万円以上 ・(1人世帯の場合)年金収入+その他合計所得が200万円以上 ・(2人以上世帯の場合)年金収入+その他合計所得が320万円以上 ②現役並み所得者は3割負担
国民健康保険	保険料	それぞれの市町村で定められた所定の国民健康保険料を負担する (参考)令和7年度 東京23区の保険料 ①基礎分(医療分)+後期高齢者支援金分 1年間の保険料=所得割額+均等割額 1年間の保険料の最高限度額=89万円 ②介護分 1年間の保険料の最高限度額=17万円

〔2〕 保険給付一覧

〈被保険者(本人)〉

区分	給付の種類		法定給付(全国一律)	付加給付(上乗せ給付)
在職中	病 気 け が	保険診療	<p>◎ 療養の給付 健保組合が7割を負担、本人が残りの3割、入院時の食事療養標準負担額を窓口で支払う。食事療養標準負担額は、付加給付の対象外</p> <p>◎ 薬剤支給 健保組合が7割を負担、本人が3割を窓口で支払う</p> <p>◎ 高額療養費 医療費自己負担分(3割)が月単位で医療機関毎に下記を超えたときは超えた分が払い戻される</p> <p>①標準報酬月額83万円以上 252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%</p> <p>②標準報酬月額53万円～83万円未満 167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%</p> <p>③標準報酬月額28万円～53万円未満 80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%</p> <p>④標準報酬月額28万円未満は月額57,600円が限度額</p> <p>⑤低所得者は月額35,400円が限度額</p> <p>◎ 訪問看護療養費 訪問看護を受けたときの医療費で健保組合が7割、本人が3割を負担</p>	<p>◎ 一部負担還元金 月単位で医療機関毎の自己負担額(3割)から 20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)</p> <p>◎ 訪問看護療養費付加金 月単位で訪問看護ステーション毎の自己負担額(3割)から 20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)</p>
		立替払い	<p>◎ 療養費(要申請) やむを得ない理由で被保険者証を使わずにかかったときの医療費、コルセット代等は、いったん立て替え払いし、後で健保組合へ請求して規定額の7割を現金給付する</p>	<p>◎ 一部負担還元金(要申請) 自己負担額(3割)から20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)</p>

区分	給付の種類		法定給付(全国一律)	付加給付(上乘せ給付)
在職中	病気が	立替払い	◎ 移送費(要申請) 療養上、移送が必要になったとき、移送に要した費用を支給	
		休業で給料減のとき	◎ 傷病手当金(要申請) 継続した3日間の待機をおき通算1年6カ月間、1日につき標準報酬日額の2/3を支給	
	出産	出産	◎ 出産育児一時金(要申請) 妊娠85日以後の出産で一定の要件を満たす場合、1児につき500,000円を支給	◎ 出産育児一時金付加金(要申請) 1児につき出産育児一時金の100分の50に相当する額を支給
		休業で給料減のとき	◎ 出産手当金(要申請) 産前42日間(多胎98日)+産後56日間=98日間(多胎 154日) 欠勤1日につき標準報酬日額の2/3を支給	
	死亡	死亡	◎ 埋葬料(費)(要申請) 一律50,000円を支給、家族がいない場合は実際に埋葬を行った人に支給	◎ 埋葬付加金(要申請) 一律50,000円を支給
資格喪失後	傷病手当金		1年以上加入期間のある人が、在職時に傷病手当金を受けられる状態にあった場合、1年6カ月の範囲内で就業できる状態になるまで受給できる(要申請)	
	出産		◎1年以上加入期間のある人が、在職時に出産手当金を受けられる状態にあった場合、産前・産後を通じて所定期間受給できる(要申請) ◎1年以上加入期間のある人が、資格喪失後6カ月以内に出産した場合、出産育児一時金が受給できる(要申請)	
	死亡		資格喪失後3カ月以内、傷病手当金や出産手当金の受給中、これらを受けなくなって3カ月以内に死亡した場合は、埋葬料(費)が受給できる(要申請)	

〈被扶養者(家族)〉

給付の種類		法定給付(全国一律)	付加給付(上乗せ給付)
病 気 け が	保険診療	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族療養費 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い ◎ 家族薬剤支給 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い ◎ 家族高額療養費 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い ◎ 家族訪問看護療養費 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族療養費付加金 家族1人につき、月単位で、医療機関毎の自己負担額(3割)から20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て) ◎ 家族訪問看護療養費付加金 家族1人につき、月単位で、訪問看護ステーション毎の自己負担額(3割)から、20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)
	立替払い	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 第二家族療養費(要申請) 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い ◎ 移送費(要申請) 家族1人につき、被保険者本人と同じ扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族療養費付加金(要申請) 家族1人につき、自己負担額(3割)から20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)
出 産	出産	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族出産育児一時金(要申請) 被保険者本人と同じ条件で、1児につき500,000円を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族出産育児一時金付加金(要申請) 1児につき65,000円を限度に支給
死 亡	死亡	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族埋葬料(要申請) 一律50,000円を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家族埋葬料付加金(要申請) 一律50,000円を支給

〈被保険者・被扶養者共通〉


給付の種類		法定給付(全国一律)	付加給付(上乘せ給付)
病 気 け が	保険診療	<p>◎ 高額療養費・世帯合算</p> <p>同一世帯で1人につき月単位で、医療機関毎に支払った自己負担額が21,000円を超えることが複数ある場合は、医療費を合算して自己負担限度額を超える部分を支給。自己負担限度額は5ページの高額療養費と同じ</p>	<p>◎ 合算高額療養費付加金</p> <p>自己負担限度額から、該当1件につき20,000円を控除した額を支給(100円未満切り捨て)</p> <p>◎ 調剤合算</p> <p>病院が発行した処方箋による薬局での負担金と病院の負担金の総額が20,000円を超えると、付加金を支給(100円未満切り捨て)</p>
	保険診療	<p>◎ 高額療養費・多数回該当</p> <p>同一世帯で、1年の間にすでに3回の高額療養費が支給されている場合、4回目からは自己負担限度額が軽減され、その超える部分を支給。標準報酬月額83万円以上は140,100円、同53万円～83万円未満は93,000円、同53万円未満は44,400円。低所得者は24,600円</p> <p>◎ 高額療養費・特定疾病</p> <p>1人につき月単位で医療機関毎に支払う自己負担は、</p> <p>①人工透析の場合、標準報酬月額 530,000円未満 10,000円、同 530,000円以上 20,000円</p> <p>②血友病は一律 10,000円</p>	

病 気 け が 出 産	保険診療	◎ 高額医療費貸付金	高額療養費支給見込額を貸し付け、支給される高額療養費で返済 ※マイナ保険証があれば不要
		◎ 高額療養費現物給付	医療機関の窓口で高額療養費の自己負担限度額を支払うだけでよいが、健康保険組合に事前申請し、交付された「健康保険限度額 適用認定証」を医療機関に提出する ※マイナ保険証があれば不要
	出産	◎ 出産育児一時金等内払金支払	出産育児一時金等の額(付加給付を含む)から明細書に記載されている医療機関等の代理受取額を控除した額を支払う 出産育児一時金等内払金支払依頼書を健保組合に提出する必要がある

(注) 給付の請求権は権利発生から2年で消滅する

〔3〕 保健事業一覧

種別	項目	対象者	時期	事業内容の概要
疾病予防	人間ドック (日帰り・1泊) 脳ドック 【支社局の場合】 申請書の印刷方法 ↓ 健康保険組合 ホームページ ↓ 人間ドックドックの ご案内 ↓ パスワードは kyodokenpo	本人と 配偶者	年1回	<p>本社は健保組合の契約検診機関にて受診可能。 支社局は料金、検診機関等を事前申請。 日帰り、1泊、脳ドックから選択受診(下記、年齢該当を除く) オプションの付加可能(脳ドックのオプションは不可)。 一部負担金2,000円と当組合負担額の上限額63,000円(税込) を超過した額は、自身が検診当日に健診機関で支払う。</p> <p>下記、「年齢該当者」は日帰りまたは1泊ドックと、脳ドックの 2つを受診可能(一部負担金は各2,000円) ↓ 当該年度中に30歳、35歳、40歳、45歳、48歳、51歳、54歳、57 歳、60歳以上の誕生日を迎える人</p>
	特定健康診査	被扶養者	年1回	契約検診機関で受診。40歳以上74歳以下が対象。 受診者の一部負担金は2,000円。
	郵便総合検診 (委託業者:H.U.POCKET株式会社)	本人と 配偶者	4月～ 6月	大腸がん、HPV検査などを実施
	予防接種補助	本人と 被扶養者	年1回	新型コロナ・インフルエンザいずれかの予防接種費用を2,000 円を上限に補助。接種費用が2,000円以下の場合は全額。

種別	項目	対象者	時期	事業内容の概要																																											
直営 保養所	伊東保養所	本人 家族	随時	静岡県伊東市岡1391-39 TEL(0557)38-3033 FAX(0557)36-6811																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> <tr> <th>朝夕2食</th> <th>朝1食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入者</td> <td>大人</td> <td>8,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>6,000円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未就学児</td> <td>4,100円</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満食事なし</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td>非加入者</td> <td>退職者</td> <td>9,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人</td> <td>11,000円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>9,000円</td> <td>6,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未就学児</td> <td>5,200円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満食事なし</td> <td colspan="2">2,500円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料		朝夕2食	朝1食	加入者	大人	8,000円	3,800円		小学生	6,000円	3,300円		未就学児	4,100円	2,800円		3歳未満食事なし	無料		非加入者	退職者	9,500円	6,000円		大人	11,000円	7,300円		小学生	9,000円	6,800円		未就学児	5,200円	3,600円		3歳未満食事なし	2,500円	
				区分				利用料																																							
						朝夕2食	朝1食																																								
				加入者	大人	8,000円	3,800円																																								
					小学生	6,000円	3,300円																																								
					未就学児	4,100円	2,800円																																								
					3歳未満食事なし	無料																																									
				非加入者	退職者	9,500円	6,000円																																								
					大人	11,000円	7,300円																																								
	小学生	9,000円	6,800円																																												
	未就学児	5,200円	3,600円																																												
	3歳未満食事なし	2,500円																																													
<input type="checkbox"/> ホームページの予約システムから申し込み																																															
																																															
<input type="checkbox"/> 1人2部屋まで予約可																																															
<input type="checkbox"/> 連続利用は3泊4日以内(年末年始は2泊3日以内)																																															
<input type="checkbox"/> 利用時刻は午後3時から翌日午前10時迄																																															
<input type="checkbox"/> 飲物は現地で実費払い																																															
<input type="checkbox"/> 利用日の3日前以降の取り消しは所定のキャンセル料を徴収																																															

種別	項目	対象者	時期	事業内容の概要
契約 保養所	ラフォーレ倶楽部 (会員番号20119) (パスワード20119cc)	本人 家族	随時	(健保非扶養の家族を含む) 直営ホテルに宿泊する場合 各ホテルへ直接、電話をするかラフォーレ倶楽部のホームページから予約する ラフォーレ倶楽部のホームページ: http://www.laforet.co.jp/member/kyodo20119/index.html
	ホームページ	本人 家族	随時	健康保険制度のお知らせなど
	女性の健康・育児相談 窓口事業 (会員登録に必要な 合言葉は下記を参照) きょうどうけんぽ	本人 家族	随時	① 産婦人科医・助産師に相談できる『産婦人科オンライン』 ② 小児科医に相談できる『小児科オンライン』 (相談方法) ・いつでも相談⇒毎日24時間受付 ウェブサイトからテキストで相談。原則24時間以内返信 ・夜間相談⇒平日18時～22時(1枠10分の予約制) LINEのメッセージチャット、音声通話、ビデオ通話、電話 ・みんなの相談検索⇒いつでも何度でも(すぐに結果表示) (その他) LINEの友だち追加をしておくと、不調時にスムーズに相談できます。事前に登録しておくと安心です。 QRコードはチラシをご参照ください。チラシは健康保険組合にあります。